

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 11 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その 5 の 2）について (令和 7 年 9 月 30 日 広島県廿日市市発注の工事に伴う死亡事故)

本年 9 月 30 日、広島県廿日市市発注の下水道汚水本管の施工工事の休憩中に路側の擁壁上（高さ 0.6m 程度）に腰掛けていた状態から立ち上がろうとして、後方崖に転落、通報を受けた救急隊により救助・緊急搬送されたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・座っていた背面が小段はあるものの 13.35m もある崖であったが、休憩する際に転落する危険性を認識していなかったこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底を確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を再度徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

- ・下水道汚水本管の施工工事の休憩中に路側の擁壁上(高さ0.6m程度)に腰掛けていた状態から立ち上がろうとして、後方崖に転落した。
- ・目撃した材料運搬運転手が現場代理人へ報告、現地確認と同時に救急へ連絡。通報を受けた救急隊により救助・緊急搬送されたが、死亡が確認された。

【事故発生原因】

- ・座っていた背面が小段はあるものの13.35mもある崖であったが、休憩する際に転落する危険性を認識していなかったことが原因と思われる。

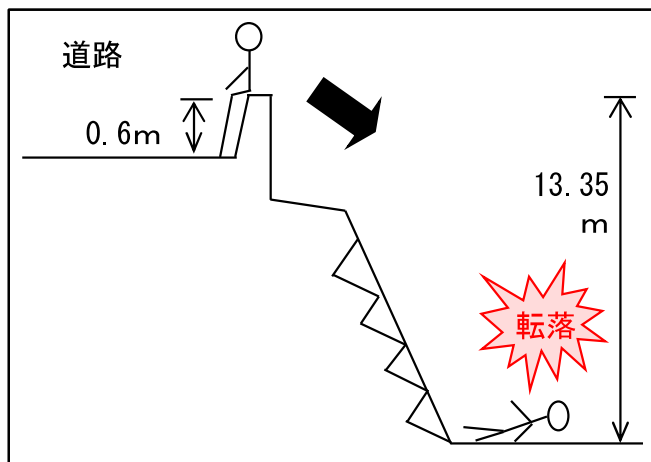
【再発防止策】

- ・現場内の危険箇所の確認を行い、周知の徹底及び安全教育を実施する。

【発生場所】



【状況図】



【状況配置図】



【状況写真】

